

平成26年 第8回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成26年8月20日(水) 午後2時00分開会
午後4時16分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
50	「平成26年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件」	承認
51	「平成26年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」	承認
52	「摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」	承認
53	「摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例原案承認の件」	承認
54	「摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例原案承認の件」	承認
55	「摂津市中学校給食導入に係る基本的な考え方策定の件」	承認

出席者

委員長	大矢優子	総務課長	溝口哲也	総務課長代理	鈴木誠
委員長職務代理者	福元実	子育て支援課長	木下伸記	子育て支援課長代理	高田邦明
委員	齊藤公男	次世代育成部参事		生涯学習課長代理	
委員	山手知栄子	兼こども教育課長	小林寿弘	兼安威川公民館長	伊部貴雄
教育長	箸尾谷知也	学校教育課長	荒木智雄	総務課保健給食係長	森崎孝弘
		学校教育課参事		総務課主査	池田智子
教育総務部長	山本和憲	兼課長代理	野本憲宏		
次世代育成部長	登阪弘	教育支援課長	撰田裕美		
生涯学習部長	宮部善隆	生涯学習課長	柳瀬哲宏		
		文化スポーツ課長	辻稔秀		

委員長 ただいまより、平成26年第8回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元委員長職務代理者ですので、よろしくお願い申し上げます。

本日の付議事件は6件、報告事項は6件、その他が1件です。それでは、議案第50号「平成26年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件」について、学校教育課長より説明をお願いいたします。

学校教育課長 議案第50号「平成26年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。

教育長 補足させていただきます。法改正に伴い、いじめ問題対策委員会を各学校及び教育委員会に置くこと、また重大事案の発生時には必要に応じて市長部局にも置くこととなっておりますが、今回お諮りしているのは教育委員会に設置するものでございます。主な役割は学校のいじめ問題対策や教育委員会の施策についてアドバイスをすることと、重大事案が起こった時に調査をするというものです。

委員長 今まで教育委員会で対応しなければならない重大事案はあったのでしょうか。

学校教育課長 ごいません。

委員長 十三カウンセリングルームは公立ですか、それとも民間ですか。酒林委員はどのような活動をされていらっしゃいますか。

学校教育課長 十三カウンセリングルームは民間のカウンセリングルームですが、酒林委員は大阪府教育委員会のカウンセラーのスーパーバイザーも務めております。

委員長 他にご質問がございませんので、議案第50号「平成26年度摂

津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件」は承認いたします。

続きまして、議案第51号「平成26年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第51号「平成26年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

平成27年度の債務負担行為額で、調理業務委託については6月からの開始ということで減額しておりますが、予約システムについての減額措置はないのでしょうか。

総務課長

予約システムは準備も含めて年度当初からの委託となります。

委員長

他にご意見・ご質問等がございませんので、議案第51号「平成26年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第52号「摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長

議案第52号「摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

文言が変わるということですね。

教育長

法律の名称は変わりますが、平成6年法律第30号というのは変わらないのですか。

子育て支援課長 法律そのものはございますので、この部分については変更ありません。

委員長 他にご意見・ご質問等がございませんので、議案第52号「摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第53号「摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例原案承認の件」について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長 議案第53号「摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

山手委員 私、資料の法律の部分も目を通しましたが、分かりにくいので教えてください。何点かありますが、1点目は、摂津市は家庭的保育事業の職員の件についてもよくご検討されていて良いと思うのですが、室内基準は国の基準どおりだと思います。1人あたり3.3㎡で最低9.9㎡というのは、例えば1人だと9.9㎡で約6畳、5人では3.3㎡×5という広さになるのでしょうか。

こども教育課長 子ども1人あたりの保育面積は3.3㎡で、これは認可保育所と同じです。ですので、3.3㎡×人数となりますが、最低9.9㎡は確保していただいて、定員が1人でも9.9㎡を確保してもらうというものです。

山手委員 2点目ですが、小規模保育所のA型・B型・C型というのは、どのような違いがあるのかが分かりにくいのですが。

委員長 特にA型とB型では定員等も同じですので、どのように違うのか教えていただきたいです。

こども教育課長 小規模保育事業のA型の定員は6名以上19名以下、B型の定員も同じく6名以上19名以下ということで、認可保育所は20名以上となっていますので、それ以下の施設ということでA型、B型を設定しております。C型は6名以上10名以下ということで、どちらかといいますとC型は家庭的保育事業を少し大きくしたようなイメージの位置づけとなります。小規模保育事業は主として0歳、1歳、2歳の方を対象としております。

A型とB型の違いは職員資格だけでして、それ以外の配置基準等は同じとなっています。保育士が必ず付いているか、1/2が保育士であるかの違いでして、確かにB型を設定する必要があるのかという議論もありましたが、国の方では待機児童解消を含めて、とりわけ待機の多い0歳、1歳、2歳について、いろいろな事業者の方々に参入していただいて受け皿を広げて欲しいという、この制度自体の目的もありまして、色々な類型を設けております。

山手委員 A型とB型で大きな違いはないということですね。

こども教育課長 はい、職員資格の違いだけです。

山手委員 分かりました。3点目は、33ページに経過措置についてありますが、これについて詳しくご説明ください。

こども教育課長 食事の提供に関する経過措置ですが、法第39条第1項に規定されているのは保育所でございますが、保育所が家庭的保育事業の認可を得た場合には、5年間は食事の提供や調理施設についての規定を適用しないことができるというものです。

連携施設に関する経過措置については、連携する施設の確保が困難な場合は一定期間確保しないことができるというものです。これは基本的に家庭的保育事業の事業者は、0歳、1歳、2歳の子どもが3歳になった時に、例えば保育所等の連携した施設を確保することになりますが、適切な支援を行うことができると市長が認める場合等は、連携施設の確保をしないことができるものです。

経過措置にある確保が著しく困難な場合というのは、全国的に見れば僻地と言われる所や離島であれば連携施設の確保が困難ということもありますが、摂津市の場合ですと地域的に考えられないの

で、基本的にこの経過措置は該当しないと考えております。

委員長 摂津市の基準を上げているというのは、居宅訪問事業以外には保育士が入るようにと、基準を厳しくしているということですよ。

こども教育課長 はい、居宅訪問事業についても保育士又は保育士と同等以上の方でございますので、保育士が入られる場合もあります。

委員長 必ずしも保育士をということではないですよ。

こども教育課長 そのとおりでございます。

委員長 今現在、家庭的保育事業や小規模保育事業というものは摂津市にあるのでしょうか。

こども教育課長 市内に認可保育所以外では補助金を出している認可外保育所が1か所、それ以外に院内保育所が2か所、事業所内保育所が2か所、その他はベビーホテルというくくりとして1か所の、合計6か所ございます。

委員長 今おっしゃった施設が基準を満たせば認可されるということでしょうか。

こども教育課長 この6か所については職員配置基準や資格に合致するというところで、小規模保育事業として認可申請されることになるかもしれませんが、今の形態を継続される場合もあります。

委員長 今、摂津市で保育所を待機していて、認可外も入れない子どもたちはどのくらいいるのでしょうか。

こども教育課長 年齢的に申し上げますと0歳、1歳、2歳が多く、4月1日現在で合わせて38名です。

委員長 今回の条例を定めることで、保育できる場所が増えることを期待してこの条例ができるのですよね。

こども教育課長 そのとおりでございます。国の方では待機児童解消を含めて幼稚園の認定こども園化によって保育所部分を足していただくことや、今説明いたしました小規模保育事業や家庭的保育事業を行うことによって、とりわけ待機の多い0歳、1歳、2歳を受け入れていただきたいということでございます。

委員長 他にご意見・ご質問等がございませんので、議案第53号「摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例原案承認の件」は、承認いたします。

 続きます、議案第54号「摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例原案承認の件」について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長 議案第54号「摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。
 第35条の特別利用保育、第36条の特別利用教育とは、具体的にはどのような時に利用されるのでしょうか。

こども教育課長 第35条に特別利用保育は保育所に限るとありますが、保育所は基本的に保育を必要とされる0歳から2歳までの方と、3歳から5歳までの方の2号認定者、3号認定者が対象となりますが、保育を必要としない、いわゆる幼稚園に行かれる方が保育所を利用される場合の表現として、特別利用保育としております。また、2号認定者が幼稚園を利用される場合の表現として、特別利用教育としております。

委員長 具体的にそのような利用があるのでしょうか。

こども教育課長 基本的には保育を必要とされる方が保育所を利用することになりますが、このような事も想定しての表現となっております。

委員長 例えば、幼稚園の定員がいっぱいで保育所しか空いていなかった
ので保育所に行っているという例が、過去にはあるのでしょうか。

こども教育課長 基本的に保育所は保育に欠ける、保育の必要性がある方に入って
いただきますので、働いておられないとか、家で見ることのできる
お子さんについては保育所には入っていただけません。

教育長 網掛け部分は、子ども・子育て会議ではこのような文言を入れた
ほうが良いということだったのでこの案には載せているが、法制担
当課と協議している中では、この部分は削除したほうが良いとのこ
とだったとご説明がありましたが、どちらにされるのでしょうか。
例えばこの会議で、これでいいですと承認されるとどうなるのでし
ょうか。その点がはっきりしないと、我々としても判断のしようが
ないのですが。

こども教育課長 資料の発送時には、この文言を挿入するというで私たちは認
識しておりましたが、発送後に法制担当課と協議しておりましたら、
基本的に幼稚園教育要領や保育指針の中に網掛け部分の内容が
読み取れる内容が記載されているので、法制担当課とすれば敢えて
書く必要がないのではないかとこのことで、この部分については表現
しないで、従来どおり教育要領や指針の中で読み込むかたちといた
します。

委員長 と言うことは、この部分は削除ですか。

こども教育課長 そのとおりでございます。

委員長 趣旨としては第11条の小学校等との連携と似たような感じで
すよね。

こども教育課長 はい、第11条は特定教育・保育が終わった後の小学校への接続
の部分ですので、第15条については日頃からということになります。
特定教育・保育を受けられた方が小学校にスムーズに入学でき
るように繋ぎなさいというものが第11条でして、第15条は日頃
から連携しなさいというものです。

委員長 日頃から連携していれば、入学時もスムーズに行くということなので、意味が読み込めるといえばそうなのでしょうね。

こども教育課長 第15条の部分で網羅されていると申し上げましたが、幼稚園については幼稚園教育要領、保育所については保育所保育指針といったところに日頃からの連携についての記載がございますので、それをきちんと行っていくというものでございます。

教育長 要するに、事務局としてはこの部分は記載しているが外して考えて欲しいという提案だけれども、今この教育委員会会議として、やはり入れた方が良くということでしたら、入れるということでしょうか。子ども・子育て会議では入れた方が良くという意見でしたか。

こども教育課長 子ども・子育て会議では第15条の1から4は、幼稚園については幼稚園教育要領、保育所については保育所保育指針に網羅されているということ、私どもがきちんと説明できていなかったし、認識できていなかったということがありますので、改めて記載するということでしたが、法制担当者との話では、条文の中に書かれているので敢えて書く必要性はないということでした。

教育長 逆に言えば、摂津市としてはこの部分は大事だから敢えて書くという判断もできるのですよね。

こども教育課長 そのような判断もありますが、法制の専門的な立場からですと、敢えて二重に書く必要はないということです。

教育長 書くべきではないですね。

委員長 法制上、書くべきではないのでしたら書かなくてよいのではないですか。内容が保育所や幼稚園に十分に伝わればよいことですよ。

次世代育成部長 今、こども教育課長から説明がありましたように、子ども・子育て会議で議論する時には、このように摂津市独自で就学前教育に取り組んでいるのだから、このような事を記載すべきではないかとい

うご意見をいただきました。それを受けまして、このような条文案を作成いたしました。その後法制担当者との話し合いの中で、保育指針なり幼稚園要領の中に、就学前教育の取り組みあるいは就学前教育から小学校教育への円滑な接続については十分配慮した取り組みをなさいということが明記されています。このような事で、この条文そのものが保育指針あるいは幼稚園要領に基づいて取り組んでいきなさいという内容ですので、重ねて書くことになるのではないかとというのが法制担当者の見解でございます。もちろんこの条例は摂津市の条例ですので、保育指針や幼稚園要領を踏まえるとなりますと当然摂津市の取り組みを踏まえることとなりますので、その意味では、法制担当者としては書く必要性はないのではないかとございまして。ただ、この条文の中には摂津市の就学前教育の取り組みを踏まえという文言がございまして、教育委員の方々のご意見も踏まえまして、やはり記載すべきだということでしたら保育指針なり幼稚園要領との関係をどうしたらよいかについて、法制担当者と相談させていただきたいので、ご意見をいただきたいです。

委員長

特に明記をすべきか、それとも要領等に記載されているので不要なのかということですよ、ご意見はございますか。

山手委員

私は、記載されているのならば重ねて書かなくても良いのではと思います。言葉の調子も他の部分と少し異なるのかなと思います。実際に保育にあたっている先生方は、この条例より指針や要領を読んで保育にあたっていますので、この条例に書いてないからと言ってこれが抜けるわけではないですので、敢えて重ねなくても良いと思います。

委員長職務代理者

私も、法制担当部署と十分に調整していただいたら良いと思います。今、山手委員がおっしゃったように、既にあるものだから敢えてまた入れる必要もないかなと思います。

教育長

私も敢えてとは思いますが、子ども・子育て会議という、識者や就学前教育に携わっている方々の会議の中で、敢えて書いた方が良いという意見でして、その方々は当然、保育所保育指針や幼稚園教

育要領について、私たちよりより深くご存知だと思います。その方々が敢えて書いた方が良かったのであれば、意味があると思いますので、そうしたほうが良いのかなと思いました。単に、法律で二重に書いたらおかしいと言われたらそのとおりですが、その意味を踏まえて考えた方が良いのではと私は思いました。しかし教育委員の皆さんのご意見が、書かなくてよいということでしたら私もそれで結構ですが、外すにあたってはきちんと子ども・子育て会議にご説明をいただきたいをお願いをして、私も外すことに同意します。

齊藤委員

私は子ども・子育て会議でのご意見について、法制上の考え方を事務局からご説明の上、まずは子ども・子育て会議の方々に理解していただくことが必要ではないかと思います。

委員長

条例の趣旨としては、この運営に関する条例を作って、それに当てはまる施設が給付金を受け取れるということですよ。

こども教育課長

はい、認可を受けた特定教育・保育施設又は認可を受けた特定地域型保育事業所がこの条例の基準に従って管理運営をしていただいて、施設型給付を受けるということです。

委員長

この条例に従えばよいので、改めて書くことは強調することになるとは思いますが。

次世代育成部長

それではご指摘いただきましたので、幼稚園教育要領と保育所保育指針を用意させていただきますので、改めて見ていただきましてご判断いただきたいと思います。

委員長

これはペンディングということによろしいですか。これは後日となりますか。

次世代育成部長

今日、この後すぐ対応いたします。

委員長

それでは、議案第54号「摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例原案承認の件」は、

保留いたしまして次に進みます。

議案第55号「摂津市中学校給食の導入に係る基本的な考え方策定の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第55号「摂津市中学校給食の導入に係る基本的な考え方策定の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

委員長職務代理者

アンケートの項目、時期について資料を添付していただいておりますが、アレルギー対応という点で摂津市のアンケート調査を一定の期間を経て実施するとなっておりますが、内容によって時期も変わってしょうが市としてはアレルギー対応の件についていつ頃実施される予定でしょうか。

総務課長

参考資料3でも添付しておりますが、平成27年6月から給食を実施いたしまして、一定期間を経てアンケートということですが、1学期となりますと試験の時期でございますので、2学期に入ってから実施させていただきたいと考えております。アレルギー対応については、アレルギーの表示と飲用牛乳の除去という形で進めさせていただきますが、アンケートの状況を見まして、対応を検討させていただくこともあろうかと思えます。

委員長

先程、71ページのご説明の中で文言を「最も適した」から「より適した」に変更したとありましたが、その意図を教えてください。

総務課長

文章の整合性や意味合いを整えるために、調理業者との調整の中でより適した基準とした方が、より明確に分かりやすいのではないかと事務局で議論いたしまして、このように変更いたしました。

委員長

「最も適した基準」というのは難しいであろうから変更したというのではないのですね。この方が、摂津市の子どもたちにとってより良い給食になっていくというようなニュアンスですよ。

教育総務部長	<p>先程の委員長のご発言部分でございますが、「最も適した」というのは、それぞれにとって「最も」の意味に違いが出てくる可能性がありますので、我々としては方向性は同じですが、「より適した」として絶えず見直しをしていくという考え方は変わっておりませんので、見直しは一度だけではございません。時期によってより良いものという意味合いでございます。</p>
委員長	<p>分かりました。よろしくお願ひいたします。</p> <p>他にご意見・ご質問等がございませんので、議案第55号「摂津市中学校給食の導入に係る基本的な考え方策定の件」は、承認いたします。</p> <p>それでは、報告事項(1)事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>[事業実施に伴う奨励援助の件について説明]</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。</p> <p>ご質問等がございませんので、次に進みます。(2)平成27年度公立幼稚園保育料について、こども教育課長より説明をお願いします。</p>
こども教育課長	<p>[平成27年度公立幼稚園保育料について説明]</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。</p> <p>平成27年度は現時点のままで28年度からは変更ということですよ。</p>
こども教育課長	<p>子ども・子育て会議にて検討となります。</p>
委員長	<p>私立幼稚園については、今までとおり私学助成を受けても良く、それは私立幼稚園が選べるということでしょうか。</p>
こども教育課長	<p>そのとおりでございます。</p>

委員長	他にご意見、ご質問がありませんので、続きまして（３）保育所民営化の拡大について、こども教育課長より説明をお願いします。
こども教育課長	[保育所民営化の拡大について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。 これは最終的に民営化に対する意見書をまとめて教育委員会議に報告されるということですが、それを受けてここで何か決めることがあるのでしょうか。民営化についてはここで決めるのですか、それとも議会が決めるのですか。
こども教育課長	意見書が出された部分については報告させていただいて、最終的には市の方で民営化の実施時期及び実施場所について決めさせていただきます。
委員長	最終的には市で決めるのですね。私たちは報告を受けた時に意見を述べるということですか。
こども教育課長	そのとおりでございます。
委員長	他にご意見、ご質問がありませんので、続きまして（４）平成２６年度７月までの問題行動等の報告について、学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長	[平成２６年度７月までの問題行動等の報告について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。
齊藤委員	不登校に関する分析結果を興味深く拝見しました。９２ページの（１）と（２）の表を比べますと、中学校の合計件数はほぼ同数ですが、小学校では昨年に比べ６名多くなっています。また、（３）の散布図において、直線より上に対応する児童生徒は、この傾向が続けば、昨年度より欠席日数が増えるということを示していると思いますので、今後のご指導よろしくをお願いします。 また９３ページの表ですが、不登校についての理由として４つの

項目が示されていますが、その中で30日以内の欠席もカウントされていることを疑問に思いましたが、先程のご説明から、1学期なので10日以上の不登校も記載されているということで理解できました。ただ、3学期終了時点でこの表を作成する時に欠席日数が30日未満の子どもたちは不登校に入らないので、その場合はその他に入ると考えますが、“その他”の欄は既にありますので、この点について統計上はどのように処理されるのでしょうか。

学校教育課長

今回のこの表は初めてお示ししたものでして、この様式は国・府に報告する様式ですが、不登校については長欠・不登校という言い方をよくしておりまして、長欠はたくさん欠席をした者で不登校というのはその中の種別でございます。病気で休んだ者は不登校とはカウントしていません。また、経済的理由で学校にいけないというのは現在ではほとんどありませんが、一応この項目は残されております。その他についてですが、不登校というのは、本人がいろいろなトラブルを起こしたり心身等の理由でどうしても学校に行くことができない児童生徒のことを言いますが、それに対してその他に計上するのは、それに該当しない、不登校でカウントしていない児童生徒となります。例えば虐待やDV等で一時保護されて施設入所をしているケースや、最近増えているのは芸能活動をしていて、その活動のために学校を欠席している者や、また今回全欠で挙がっている1名ですが、これは保護者が子どもを公立学校に行かせない、別のフリースクールに行かせるという主義主張をお持ちのケースで、本人が学校にどうしても行けない状況とは別の状況にあるケースをその他としてカウントしております。

齊藤委員

以前に不登校の定義として、30日以上で病気や経済的理由を除くものとお伺いしましたが、そうしますとこの表の30日に満たない不登校数は3学期終了時点ではどの項目に入るのでしょうか。

学校教育課長

結論から申し上げますと、どこにも入らず、不登校とはカウントされません。年間30日以上休んだ児童生徒を不登校と分析しておりまして、30日に満たない者についてはカウントしません。

教育長

安全確認ができなかった児童生徒については、今後きちんと確認

していかなければならないと改めて思っています。教師が会えなくても、ケースワーカーや民生委員の方などの力もお借りして、きちんと対応していきます。

また、不登校のグラフですが、先程齊藤委員もおっしゃっておられたようにこの斜線より上にある子どもたちは、状況があまり良くないということですが、縦軸では今は1学期ですので10日以上の子どもが不登校状態となります。また横軸で目盛りはありませんが30日より右にある子どもは、昨年不登校となった子どもです。それで、特に小学校の表では昨年の欠席が40～50日と70日前後で合わせて4人いますが、この子たちは今年の1学期段階では10日休んでいないということですので、この4人については昨年度より状況が改善しているということですので。一方、表の左上の、昨年度は30日以上休んでいないのに今年10日以上休んでいるという子どもたちは、今年度新たに休みつつある子どもたちということですので、このあたりの指導について学校にお願いしたいと思いました。

山手委員

91ページの表で、昨年と比べると特に中学校の生徒間暴力や器物破損が多いのですが、これは学校の中が少し落ち着かない状況が関連あるのでしょうか。また同一の学校に重なっているのでしょうか。

学校教育課長

特に強い関連というのはありませんけれども、やはり落ち着かない状況が多々見られる学校で器物損壊が起こっているのは事実でございます。昨年がいくらか少なかったのかなと思いますが、今年の器物損壊については5月が20件と多くなっていますので、もう一度調べて分析したいと思います。

山手委員

もう一点ですが、96ページのB中学校のいじめの件ですが、評議委員の女子生徒が、なかなかこのような事をやりにくい状況の中でとても頑張っているのです、是非この女子生徒をサポートすることを抜きたくお願いしたいです。また、クラスの状況も改善が見られるとありますが、具体的にどのように改善しているのでしょうか。これはいじめの中でもかなりきついじめだと思いますので、そんなに簡単にB、C、Dの生徒たちが悪かったと反省して良くなる

とはちょっと考えにくいかと思うのですが。

学校教育課長

被害者1名に対して加害者が3、4名というケースはよく指導するのですが、やはり周囲の児童生徒、いじめを囃したてる者を観衆、黙って見ているだけの者を傍観者と呼びますが、観衆というのは意外に多くはないのですが、傍観者についてはなかなか手ごたえと申しますか、クラスで個別の指導をした後に全体での指導も行いますが、黙って聞いているだけの状況が多いです。しかしこのケースについては、特にクラスで話し合いをしまして、みんなでいじめはやめようという話になりましたので、このように報告させていただいています。加害者につきましては、今回初めてというのではなくて、いじめではないのですが時々問題行動で名前の挙がる生徒もいますので、すぐに改善するというものではありませんが、今回の件については反省してみんなの前で謝罪をしたという行動になりましたので、報告させていただいています。

山手委員

クラスの傍観者的な子どもたちも少し減ってきているということでしょうか。

学校教育課長

はい、加害者と被害者だけの問題ではなくて、クラス全体で話し合いを行ってこのような事はやめよう、良いクラスを作ろうということになりました。

委員長

このいじめの件ですが、支援学級で収穫したきゅうりを持ってきて、とありますが、加害者が支援学級の生徒であったということでしょうか。それともたまたまあったきゅうりでしょうか。

学校教育課長

支援学級が栽培しているきゅうりを、たまたま使ったということです

委員長職務代理者

93ページの表で、30日以上欠席の不登校は④の数字ということですよ。このうち、いじめがきっかけで1学期に30日以上休んでいる生徒が4年生と5年生に1名ずついるということですが、今はこの子どもたちは既に登校されているのか、それともまだ不登校状態が続いているのかということは分かりますか。

学校教育課長	この2件については非常に重大なケースですので現況について調べることにいたします。両件ともきっかけというものはあったのですが、いじめだけが不登校の理由になったのではなくて、他にも様々な要因があります。元々不登校傾向のある子どもであったり、友人トラブルですぐ欠席したりという傾向のある児童ですので、その時に起こったけんかが原因でということはありませんが、それだけではなく、元々からかわれる傾向の強い児童でもありますので、それを踏まえて登校支援をしておりますが、なかなかスムーズには登校できていない状況ですので、もう一度学校と協議いたします。ただ、起こったいじめについてはその時点で解消しております。加害児童がいじめを続けるので登校できないというものではございません。
委員長職務代理者	夏休みが今週いっぱい終わりもうすぐ2学期が始まります。この件については学校もいろいろと手を尽くされているとは思いますが、是非この時期に家庭訪問を行うなど手だてをよろしく願います。
学校教育課長	はい、かしこまりました。
委員長	不登校は完全に改善してほしいのですが、1学期を全欠している子どもが11名いることが大変残念です。その子たちは、何かきっかけを持って登校できるようになったらと思います。 他にご意見等ございませんか。 それでは続きまして(5) 摂津市民図書館及び鳥飼図書センターにおける指定管理者モニタリング評価結果について、生涯学習課長より説明をお願いします。
生涯学習課長	[摂津市民図書館及び鳥飼図書センターにおける指定管理者モニタリング評価結果について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。 少しずつ評価が上がってきているとのことでは嬉しいことだと思います。 他にご質問等がございませんので、次に(6)各課事業日程報告

について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業日程報告について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。
特にご質問等がございませんので、続きましてその他（１）教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（案）について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（案）について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。
27ページにあります進路選択支援事業ですが、具体的成果の欄で、相談員が学校へ出向いての相談活動を実施したためするなど、とあり、この文言は誤植ではないでしょうか。

総務課長

こちらについては修正させていただきます。

委員長

32ページの小・中学校耐震補強等事業についてですが、小中学校耐震化率81.5%を目指したとあり、具体的成果の部分では耐震率84.6%とありますが、これは目指した数値を超えているとの認識でよろしいでしょうか。

総務課長

当初、耐震補強等工事を予定しておりました校舎の部分が、実際に耐震診断をしましたところ、耐震補強が必要ないということで、こちらの耐震化率に変更しております。

子育て支援課
課長代理

前回山手委員からご質問のありました、養育支援訪問事業の回数
の差についてのお答えをさせていただきます。平成24年度と平成
25年度の派遣回数の差は44件、派遣家庭数の差は10件となっ
ていますが、これは主に、子育てアドバイザーを派遣する家庭によ
り何か月も渡る支援を行うものもあるために支援先の家庭状況に
よって大きな差がでるものであります。平成25年度の子育てアド
バイザーの派遣については、支援の必要な家庭に対して保育所や幼

稚園の送迎や、対象家庭自宅や近くの公園での子どもの保育を行っています。

山手委員

11ページのあたりに前はオレンジリボンキャンペーン説明が脚注部分に入っていたと思うのですが、オレンジリボンキャンペーンについては実施内容等に記載があるので良く分かりますが、オレンジリボンというのが意外と市民の中で知られていなくて、私がつけているオレンジリボンもそれは何と聞かれることも多いので、オレンジリボンについての脚注は必要ないでしょうか。もし不要との判断でしたら結構ですが、気になりました。

子育て支援課長

今回外した理由ですが、実施内容のところにオレンジリボンキャンペーンの中身を盛り込んだ形での文章とさせていただきまして、これで説明が足りるかと思いましたが、これで不足ということでしたら脚注を付けまして補足させていただきます。

山手委員

そうですね、オレンジリボンが一般の方にはまだ認知されていないことが多いかなというのが私の印象です。如何でしょう、読まれる方はオレンジリボンをご存知ですか。様々なリボンがあるので、分かりにくいのではと思いますが。

教育長

今の説明は、実施内容の部分に前回脚注で書いていた内容とほぼ同じものを載せているので、脚注を省いたということですが、脚注の方が分かりやすいということであれば、実施内容と重なりますので、実施内容の方をもう少し簡素化して下にオレンジリボンキャンペーンとは何かということを書くということもあります。

山手委員

オレンジリボンキャンペーンについては、実施内容に記載があるのでこのために省いたということは分かったのですが、オレンジリボンそのものの説明があったほうが良いのではないかと思いました。確かに、これを読めば分かると言われればそうなのですが。

教育長

下に説明がある方が、パッと見た時にも目につきますし、このほうがよければ脚注を復活しまして、その代わりに実施内容部分を簡素化してください。

教育総務部長	今のご意見を受けまして、合わせてでございますが、パープルリボンという言葉もありますので、オレンジリボン、パープルリボンの説明を入れさせていただくか、教育長のおっしゃられたように脚注に戻すかのどちらかをさせていただきます。
委員長	今、どちらにするか決めなくても、事務局にお任せで良いですか。
山手委員	お任せします。
委員長	用語の解説についてですと、2ページの3、時代を担う教職員の育成の段落の最後の方にO J T体制構築とありますが、このO J T体制の意味が分からなかったなので、この説明もあったほうが良いと思います。
学校教育課長	O J T体制については別の場所に説明があったと思うのですが、確認いたしまして抜けているようでしたら入れさせていただきます。
委員長	37ページの幼稚園・小学校・中学校保健事業の実施内容の最終行に学校欠席者サーベイランスとありますが、この説明もあったほうが良いと思います。
山手委員	P D C Aサイクルについての脚注が2ページと21ページにあるので、21ページの方を削除してほしいです。
委員長	前回の原稿よりとっても分かりやすくなりましたね。
山手委員	そうですね、読みやすく分かりやすくなったと思います。
委員長	今後は事務局と知見者との懇談ということで、またご意見等をいただきましたらご報告いただきたいと思います。 それでは、保留しています議案第54号「摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例原案承認の件」について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長

先程の議案の47ページの網掛け部分について、第15条の中で特定教育・保育をするにあたって幼稚園であれば幼稚園教育要領、保育所であれば保育指針の中に同様の内容が盛り込まれているとこのことでこの部分を削除するののかということでしたが、今お手元にお配りしましたのが、幼稚園教育要領及び保育指針でございます。アンダーラインを引いている部分がありますが、保育指針では小学校との連携の部分で、子どもの成長や発達の子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること、とあり、幼稚園教育要領では幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること、という内容が盛り込まれています。第15条でも各号に定めるものに基づき、特定教育・保育の提供を適切に行なわなければならないとさせていることから、既に条文の中で網掛け部分の文言については網羅されていると考えます。

委員長

ほとんど文言も同じようなものが入っているということですね。

齊藤委員

先程は審議を保留させる発言をして申し訳ありませんでした。そのように発言したのは、子ども・子育て会議で保育専門の方の強いご意見として入れられた文言を、法制上の理由からとは言え、教育委員会で削除されたことを、子ども・子育て会議の方々が事後報告として聞かれた場合に納得していただけるものかどうか気がなったからです。この点についてどのようにお考えでしょうか。

こども教育課長

まず根本的に、子どもが法制の専門部署と条文に含まれている部分や引用条例について協議しておくという意識があれば、条文のご提案があった時にこの部分についてその場でご検討していただくことができ、それでもなおかつということであれば記載するのが本来のやり方ではありますが、子どもとしても法制部署との協議の詰めが甘かったり、担当課としての条文の読み込みができていなかったという反省点がございます。子ども・子育て会議の中では、ここの条文に盛り込まれているではないか、でもなおかつ摂津市として入

れて欲しいというものではありませんでした。そのような意見ではなく、この条文が内包されているという意識をお持ちではなかったという感想でございます。そういったところで、この条文を入れさせていただいた後に、法制部署との詰めの中で私どもが気付いたということです。市の条例として、既に盛り込まれていることは二重に挙げることはしないという方針もございますので、子ども・子育て会議の方々には改めて説明をすると共に、特にこの部分にご意見をいただいた方にはご理解をいただくようにいたします。

齊藤委員

よろしく申し上げます。

委員長

それでは、この文言を入れないということで、議案第53号「摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例原案承認の件」について承認したいと思います。

学校教育課長

先程説明いたしました、93ページの不登校の表について数字の誤りがありましたので訂正させていただきます。中学校3年生の全欠が全体で5名となっていますが、不登校の欄での全欠は6名となっております。おそらくこれは全体の欄の欠席日数50～99日の数字11が誤りで10が正しいと思うのですが、そうしますと、他の部分の合計数がずれてきますので、申し訳ございませんが次回修正してご報告させていただきます。おそらく不登校の6名というのは正しいと思われませんが、確認いたします。申し訳ございませんでした。

委員長

よろしく申し上げます。他にご意見等ございませんか。

ないようですので、本日の案件はすべて終了とし、これをもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦労様でした。